

予算特別委員会資料

令和2年度予算説明書

保 健 福 祉 局

目 次

1	令和2年度 保健福祉局予算の概要	1
2	一 般 会 計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	10
	(2) 歳入予算の説明	12
	(3) 歳出予算の説明	19
	(4) 債務負担行為	40
3	特 別 会 計	
	〔1〕国民健康保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	42
	(2) 歳入予算の説明	44
	(3) 歳出予算の説明	45
	(4) 債務負担行為	50
	〔2〕介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	52
	(2) 歳入予算の説明	54
	(3) 歳出予算の説明	56
	(4) 債務負担行為	61
	〔3〕後期高齢者医療事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	62
	(2) 歳入予算の説明	64
	(3) 歳出予算の説明	65
	(4) 債務負担行為	67
4	保険料率等の改定（案）	
	(1) 国民健康保険の保険料算定方式の改定	69
	(2) 介護保険の低所得者負担軽減にかかる保険料率の改定	70
	(3) 後期高齢者医療の保険料率の改定	71
5	議 案	
	第11号議案 神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例の件	73
	第12号議案 動物愛護管理員の設置に関する条例の件	75

第13号議案	神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を 廃止する条例の件	76
第14号議案	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件	77
第15号議案	神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件	83
第16号議案	神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件	85

6 報 告

料金の改定	93
-------	----

1 令和2年度 保健福祉局予算の概要

令和2年度 保健福祉局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

本格的な少子高齢社会を迎えると同時に生き方、働き方が多様化する中で、負担能力や世代間・世代内のバランスを考慮した給付と負担の在り方等の観点を踏まえた、人生100年時代に対応した全世代型の社会保障制度の構築が国において議論されています。本市でも人口減少が続く中、限られた財源で大きな効果を発揮するような政策展開が求められています。

保健・福祉・医療行政においても、市民を取り巻く状況は大きく変化し、抱える課題も複雑化する中で、市民の健康・安全を守り、人にやさしいまちづくりを目指して、高齢者の社会参加の促進や健康寿命の延伸、障害者や生活困窮者等への支援に資する施策を展開します。

【健康創造都市KOBEOの推進】

◎1. ICTを活用した健康創造都市KOBEOの推進 [44,809千円]

個人の健康関連データを経年的に管理し、ICTを活用した保健指導を受けることが出来る市民PHRシステム「MY CONDITION KOBE」について、マイナンバーカードを利用することで即時登録が可能となるシステムを導入し、更なる普及を目指します。

◎2. 保健事業の効果的な実施の推進

(1) 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 [123,428千円]

令和2年4月1日より施行予定の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、後期高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。

医療・介護レセプト等の活用によりハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、医療専門職が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的にフレイル予防や疾病予防に取り組みます。

(2) 高血圧者への受診勧奨・保健指導事業 [10,000千円]

国民健康保険の被保険者のうち、虚血性心疾患や脳血管疾患につながる重度の高血圧者に対して、受診勧奨や生活習慣改善指導により重症化予防をはかります。

◎3. 歯と口腔の健康づくり対策 [50,366千円]

歯の喪失の主な原因である歯周病などを早期発見することを目的に、満40歳と50歳の節目年齢で実施している歯周病検診の対象者を、60歳にも拡大します。

また、むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物塗布・洗口を小学校のモデル校において実施し、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

◎4. 感染症対策の充実

(1) 外国人に対する結核対策の強化 [1,479千円]

結核の高蔓延国からの転入者増加に対応するため、日本語教育機関に対して結核定期健康診断にかかる費用を助成します。

(2) 風しん対策の推進 [284,792千円]

風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を引き続き実施します。令和元年度に受診勧奨し、クーポンを配布した対象者のうち未受診者に対しても再勧奨を行い、風しんの感染拡大防止に努めます。

◎5. 救急医療体制の充実 [54,220千円]

現在、市内3か所に設置している急病診療所を、新たに北区でも開設し、市民の利便性の向上をはかるとともに、軽症患者の二次・三次救急医療機関での受診を回避することで、それらの負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

6. 市民病院の運営 [8,678,723千円]

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供するとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

また、西市民病院については、施設の老朽化や狭隘化、地域医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たに有識者会議を設置し、市街地西部の中核病院として求められる役割・機能等、中長期的なビジョンを検討します。

◎7. しあわせの村のリニューアル

平成元年の開村から30年が経過し、当時と比べて社会の状況が大きく変化する中、複雑多様化が進む新たな福祉課題への対応が求められていることから、今後の取り組みについて幅広く意見を求めることを目的として開催した「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」を踏まえ、次の施策を実施します。

(1) 職住近接のモデルづくり [10,000千円]

働く意欲が高い高齢者・障害者の社会参加を促す様々な“しごと”づくりや、近隣・外部から積極的に人を呼び込む仕組み・住環境のあり方について検討します。

(2) 産官学連携の推進 [3,000千円]

東京大学先端科学技術研究センターを中心に、企業、研究機関と連携しながら、最先端の研究・知見を活用して、多様な働き方の創出など福祉課題の解決を図るため、オフィススペースを設置します。

(3) 温泉健康センターのリニューアル [20,000千円]

最先端のバリアフリー対応等により、障害者等の利用促進や健康増進を図り、多世代で交流できる拠点となるよう、あらゆる民間活力を導入した抜本的な施設リニューアルの検討を進めます。

(4) 認知症の予防と共生の推進 [1,822千円]

認知症予防の拠点（おれんじパーク）として、認知症の方が接客するレストラン、昔の映像や食事で記憶喚起をする回想法など、様々な取り組みを展開します。

(5) 動物愛護拠点の整備 [81,197 千円]

犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向け、譲渡など愛護事業の充実のため、老朽化・狭隘化している現動物管理センターから愛護機能を分離し、動物愛護拠点を整備します。

【シニア世代にやさしいまちづくりの推進】

◎ 1. 高齢者の社会参加促進

令和元年6月に交通事業者から緊急要望を受け、「敬老優待乗車制度・福祉乗車制度のあり方に関する有識者会議」を開催しました。高齢者の社会参加を促進するため、北神急行線について制度の対象路線にするほか、ボランティアポイント制度の創設、つどいの場の活動支援、運転免許返納促進施策を実施するとともに、敬老優待乗車証のバス近郊区における110円上限の廃止、敬老優待乗車制度の敬老無料乗車券の廃止、福祉乗車証の母子世帯の制度転換といった見直しを行い、制度を長期的に維持していきます。

(1) ボランティアポイント制度の創設 [151,022 千円]

65歳以上の高齢者が高齢者施設でボランティアを行った場合に、敬老パス等を用いてポイントを付与し、交通費などへの換金を行うボランティアポイント制度を創設することで、高齢者の地域活動への参加を促進し、さらに高齢者の心身の健康を保持・増進することでフレイル予防につなげます。

(2) 高齢者のつどいの場の活動支援 [25,000 千円]

既存の補助制度の開催回数・開催場所等の要件を緩和するとともに、開催頻度に応じて柔軟に利用できる制度へと拡充することで、地域における高齢者の交流の場を運営する活動を支援します。

(3) 運転免許返納促進施策 [60,606 千円]

高齢者事故の削減に寄与するため、運転に不安のある市内在住の65歳以上の高齢者のうち、マイナンバーカードを申請・所持している方に、インセンティブとして交通系ICカード(5,000円分)を配布し、高齢者の運転免許返納を促進します。

◎ 2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 神戸モデルの推進 [309,921 千円]

平成30年4月1日に施行した「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症施策をより推進するため、早期診断・早期発見のための診断助成制度と認知症と診断された方を対象とした事故救済制度を組み合わせた認知症「神戸モデル」を引き続き実施します。

(2) 認知症の人とその家族への支援〔29,852千円〕 【一部再掲】

市内12か所で実施している「フレイル改善通所サービス」について、認知症疾患医療センター等との連携により、新たに神戸モデルでMC I（軽度認知障害）と診断された方を対象とします。

また、しあわせの村を認知症予防の拠点（おれんじパーク）として、認知症の方が接客するレストラン、昔の映像や食事などで記憶喚起をする回想法など、様々な取り組みを展開します。

◎3. 介護人材確保対策〔32,326千円〕

ベトナムに加えミャンマー等からの介護技能実習生受入れについて県市協調で新たに取り組み、外国人介護人材の確保を推進します。

また、引き続き新たに正規職員を採用した際に法人が負担する住宅手当の一部を補助するなど、各種補助制度を実施します。

4. 介護保険施設整備〔1,986,805千円〕

高齢化の進展に伴う高齢者の介護サービスへの需要拡大に対応するため、第7期神戸市介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設の整備を行います。また、高齢者のさまざまなニーズに対応できるよう、特別養護老人ホームの多床室整備や建替補助、ユニット上限数の緩和による認知症グループホームの整備促進などを引き続き実施します。

◎5. リハビリ専門職によるケアプランの作成支援〔16,000千円〕

介護サービスを初めて利用する要支援1・2の方に対して、ケアプラン作成のためにケアマネジャーが自宅訪問する際に、市からリハビリ専門職を派遣し、要支援者の状態に応じた生活を提案・助言することで、ケアプランの質の向上をはかります。

【障害者の方への支援】

◎1. 計画相談支援の充実〔45,000千円〕

適切な相談支援の提供やサービス等利用計画の作成を行う相談支援専門員の不足により、利用者が計画を作成するセルフプランの割合が高くなっていることから、市内の相談支援事業所の立ち上げや体制強化にかかる費用を助成します。

◎2. 障害者の社会参加促進

(1) 産官学連携の推進〔8,000千円〕 【一部再掲】

しあわせの村の既存施設の転活用により、オフィススペースを設置し、東京大学先端科学技術研究センターを中心に、企業、研究機関と連携しながら、最先端の研究・知見を活用して、多様な働き方の創出など、福祉課題の解決を図ります。

また、垂水駅前地区をモデル事業として、平成30年度より同研究センターと連携して進めている週20時間未満の超短時間雇用の取り組みを拡大し、しあわせの村等でも実施します。

(2) 手話通訳者養成の促進 [95,433 千円]

「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話通訳者等の個人派遣や手話動画の制作・配信等、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。また、手話通訳者養成を促進するため、講座の受講料を無料化し、ろう者が日常生活を円滑に営むことができるよう支援します。

○3. 障害者支援センターの全区設置 [917,560 千円]

障害者の見守りを行うとともに、短期入所や生活介護を提供する障害者支援センターについて、令和元年度までに開設した6区に続き、残りの3区(東灘区・中央区・長田区)についても順次開設します。

【貧困の連鎖防止】

◎1. 被保護世帯の自立促進

(1) 相談支援体制の強化 [54,194 千円]

ギャンブルやアルコールなどの依存症患者に対して、精神保健福祉士がケースワーカーとの連携のもと、同行訪問や専門的な助言を行い、自立に向けた支援を行います。

また、各区の警察OBの増員により不正受給対策に更に注力するとともに、多岐にわたる事務を一括集約する生活保護事務センターの設置により、対人業務の強化をはかります。

(2) 重症化予防の推進 [12,690 千円]

生活保護受給者の健康課題を分析し、健康管理支援の重点対象者や手法を定めたデータヘルス計画に基づき、生活習慣病を対象に発症予防、早期発見・早期治療に取り組みます。さらに、糖尿病性腎症や慢性腎臓病などの高リスク者が重症化して人工透析に至らないように、受療状況の確認や訪問型保健指導を実施します。

【くらしの安全を守る】

◎1. ひきこもり支援の充実 [43,262 千円]

増加する相談件数に対応するため、令和2年2月に開設した神戸ひきこもり支援室を本格稼働し、電話等による相談に加えて、相談員による家庭訪問や医師等専門職で構成する専門チームの派遣による支援を行います。また、関係機関とのネットワーク構築による情報の一元化、中学校卒業後の切れ目ない支援や自立に向けたさまざまな就労支援、家族教室等の家族支援を行うことで、早期支援や長期化の防止を目指します。

◎2. 災害時要援護者支援体制の強化 [11,457 千円]

(1) 非常用電源の整備支援

災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保するため、24時間使用者に対し、医療提供に空白が生じることがないように、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成する制度を創設します。

(2) 要援護者の移送支援

災害救助法が適用されない風水害が発生する恐れがある場合等において、基幹福祉避難所の指定施設等が要援護者を移送した際の経費を市が負担するなど、要援護者が適切な避難先に避難することができるよう、支援体制の確保をはかります。

(3) 福祉避難所開設・運営訓練の実施

福祉避難所指定施設のうち、社会福祉施設における、開設・運営訓練の実施に対する助成を行います。また、「災害時における要援護者支援方針」等に基づくガイドラインを作成し、広く市民への周知をはかり、平時から災害に備え、要援護者にとって適切な避難行動につながるよう支援します。

3. 公共交通等のバリアフリー化の推進〔318,119千円〕

障害者・高齢者をはじめ、誰もが利用できるまちづくりを推進し、また視覚障害者等の転落事故防止をはかるため、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などバリアフリー化を支援します。

◇バリアフリー化等整備予定駅

阪急電鉄	: 春日野道駅 (EV・転落防止設備)	(令和2～4年度)
阪神電気鉄道	: 大開駅 (EV・多機能トイレ)	(令和1～3年度)
山陽電鉄	: 東須磨駅 (EV・多機能トイレ)	(令和2～4年度)
神戸電鉄	: 花山駅 (スロープ)	(令和1～2年度)
	大池駅 (スロープ・多機能トイレ)	(令和1～2年度)
神戸新交通	: 魚崎駅 (多機能トイレ)	(令和2年度)

※1日平均乗降客数3,000人以上の市内全ての鉄道駅舎について整備に着手

◇ホーム柵整備予定駅

JR西日本	: 神戸駅	(令和1～2年度)
	三ノ宮駅	(令和2～3年度)
阪急電鉄	: 神戸三宮駅	(平成30～令和2年度)
阪神電気鉄道	: 神戸三宮駅	(令和1～3年度)

◎4. 斎場・墓園の再整備〔33,000千円〕

今後20年間で1.5倍の増加が見込まれるなど、増え続ける火葬需要に対応するため、老朽化した斎場の再整備を行います。西神斎場再整備のための実施設計および火葬炉改修に必要な電気設備工事のほか、鶴越斎場の再整備のための調査・検討を行います。

また、鶴越合葬墓の申込状況を踏まえて、拡張に向けた実施設計を行うほか、舞子墓園の納骨堂の再整備に向けた基本調査を行います。

○5. 国民健康保険料・後期高齢者保険料の収納対策強化〔77,092千円〕

国民健康保険料の初期的滞納世帯に対する電話催告業務の対象を後期高齢者医療制度加入者にも拡大するとともに、毎年、臨時で設置していた国民健康保険および後期高齢者医療制度の専用コールセンターを通年で設置し、問い合わせのワンストップ対応と収納対策の強化を行います。

◎6. 生活衛生対策の充実

(1) 動物愛護の推進〔99,080千円〕 【一部再掲】

犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向け、譲渡などの愛護事業の充実のため、老朽化・狭隘化している現動物管理センターから愛護機能を分離し、しあわせの村内に動物愛護拠点を整備します。本施設では、犬猫の譲渡機能だけでなく、犬猫とのふれあいを通じた心身の健康や人々との交流をはかるための愛護啓発機能を充実します。

また、新施設への移転に先行し、動物管理センターで実施している休日譲渡会を月1回から毎週土・日曜に拡大し、動物愛護事業の拡充を進めます。

(2) 食品衛生管理の充実〔12,833千円〕

令和2年6月の食品衛生法改正により食品取扱い業者に義務付けられたHACCP*の導入に関して、相談受付、指導・助言を行い、食品の安全・安心を守ります。

※HACCP：事業者自らが、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるための特に重要な工程を管理する衛生管理手法

【子育てしやすい環境の整備】

◎1. 予防接種制度の拡充〔79,653千円〕

令和元年度より助成額を1,360円から2,000円に拡充した、1～12歳児が年2回接種するインフルエンザの予防接種について、多子世帯に対しては、1回目の接種費用だけでなく、2回目についても助成を行い、予防接種費用にかかる経済的負担の更なる軽減を図ります。

また、小児がん治療などのため、予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する定期予防接種の再接種にかかる費用の助成対象を、骨髄移植などの造血幹細胞移植だけでなく、抗がん剤治療等の場合にも拡充します。

◎2. AYA世代のがん患者支援〔3,000千円〕

がん患者が将来に希望を持ってがん治療に取り組めるよう、15歳～39歳の思春期・若年成人＝AYA世代のがん患者に対し、妊よう性温存治療に要した費用の助成を県市協調で行います。

◎3. フッ化物塗布・洗口の実施〔1,089千円〕【再掲】

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物塗布・洗口を小学校のモデル校において実施し、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

2 一 般 会 計

2 一 般 会 計

(1) 歲入歲出預算一覽

(單位:千円)

歲		入	
款	項	金額	備考
17 使用料及手数料		1,775,553	
	1 使用料	1,428,725	
	2 手数料	346,828	
18 國庫支出金		88,572,063	
	1 負擔金	85,853,220	
	2 補助金	2,183,787	
	3 委託金	535,056	
19 県支出金		26,283,718	
	1 負擔金	23,252,760	
	2 補助金	3,016,695	
	3 委託金	14,263	
20 財産収入		32,751	
	1 財産運用収入	25,825	
	3 基金収入	6,926	
21 寄附金		119,095	
	1 寄附金	119,095	
22 繰入金		894,305	
	2 基金繰入金	894,305	
24 諸収入		9,316,956	
	1 納付金	2,535,919	
	2 措置費等受入	546,664	
	4 受託事業収入	7	
	5 貸付金元利収入	4,636,252	
	6 過年度収入	25,255	
	7 雑入	1,572,859	
25 市債		5,559,000	
	1 市債	5,559,000	
歲入合計		132,553,441	

(単位:千円)

歳		出	
款	項	金額	備考
4 民 生 費		165,891,218	
	1 民 生 総 務 費	13,594,019	
	2 生 活 保 護 費	77,614,122	
	4 障 害 者 福 祉 費	60,819,071	
	5 老 人 福 祉 費	8,008,387	
	6 人 権 啓 発 費	29,237	
	7 国 民 年 金 費	246,726	
	8 民 生 施 設 整 備 費	5,579,656	
5 衛 生 費		24,965,309	
	1 衛 生 総 務 費	13,264,512	
	2 公 衆 衛 生 費	10,095,131	
	3 環 境 衛 生 費	1,605,666	
13 教 育 費		935,638	
	9 看 護 大 学 費	935,638	
15 諸 支 出 金		1,000,000	
	2 過 年 度 支 出	1,000,000	
歳 出 合 計		192,792,165	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,775,553	1,666,053	109,500	
1 使用料	1,428,725	1,316,390	112,335	
1 総務使用料	8,112	8,112	-	
2 区役所	8,112	8,112	-	
3 民生使用料	189,795	220,695	△30,900	
1 こうべ市民福祉交流センター	33,585	31,836	1,749	会議室等
2 総合福祉センター	12,232	12,232	-	会議室等
5 障害者福祉施設	44,028	77,558	△33,530	市民福祉スポーツセンター等
△養護老人ホーム	-	185	△185	建物使用料
6 ケアハウス	31,983	35,077	△3,094	和光園
7 デイサービスセンター	33,170	30,700	2,470	建物使用料
8 総合センター	25,082	23,598	1,484	建物使用料等
9 多目的ショートステイ施設	3,068	3,066	2	建物使用料
10 婦人交流施設	5,209	5,145	64	建物使用料
11 シルバーカレッジ	1,436	1,297	139	駐車場等
15 更生センター	2	1	1	建物使用料
4 衛生使用料	1,230,818	1,087,583	143,235	
1 斎場	233,238	216,894	16,344	鴨越斎場等
2 当初墓地	526,593	400,514	126,079	鴨越墓園等
3 年間墓地	425,098	426,025	△927	鴨越墓園等
4 保健所	27,106	26,778	328	建物使用料等
5 健康づくりセンター	18,232	16,582	1,650	建物使用料
6 神戸こども初期急病センター	551	790	△239	建物使用料等
2 手数料	346,828	349,663	△2,835	
1 証紙収入	22,843	25,654	△2,811	
1 証紙収入	22,843	25,654	△2,811	
4 衛生手数料	323,985	324,009	△24	
1 環境保健研究所	64,362	66,710	△2,348	検査料
2 営業指導	5,272	5,528	△256	営業許可等

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明																				
			3	食	品	衛	生	85,887	74,171	11,716		営業許可																					
			4	食	肉	検	査	12,037	12,064	△27		検査料																					
			5	動	物	登	録	46,380	49,435	△3,055		登録料等																					
			6	保	健	所		107,858	113,996	△6,138		検診料等																					
			7	衛	生	諸	証	271	297	△26		文書料等																					
			8	こ	う	ベ	市	7	7	-		文書料等																					
			9	墓	園	承	継	1,532	1,479	53		文書料等																					
			10	埋	葬	証	明	379	322	57		文書料等																					
18	国	庫	支	出	金			88,572,063	88,280,823	291,240																							
	1	負	担	金				85,853,220	85,629,611	223,609																							
		1	民	生	費	負	担	金	84,109,733	84,492,468	△382,735																						
			1	生	活	困	窮	者	自	立	支	援	法	に	よ	る	必	須	事	業	の	負	担	金	負	担	率	3/4					
			2	生	活	保	護	費	等	金	57,177,478	59,021,278	△1,843,800		生活保護法等による各扶助費等の負担金	負担率10/10又は3/4																	
			8	障	害	者	福	祉	費	金	22,108,519	21,299,652	808,867		特別障害者手当及び障害者自立支援給付等	に対する負担金 負担率3/4																	
			9	点	字	図	書	館	金	15,026	12,501	2,525		点字図書館に対する負担金	負担率1/2																		
			10	精	神	医	療	費	金	2,196,314	2,243,012	△46,698		精神医療費の負担金	負担率1/2																		
			11	介	護	保	険	低	所	得	者	保	険	料	軽	減	の	負	担	金	負	担	率	1/2									
			2	衛	生	費	負	担	金	1,743,487	1,137,143	606,344																					
			2	疾	病	予	防	費	負	担	金	11,867	12,790	△923		疾病予防費の負担金	負担率1/2																
			3	保	健	事	業	費	負	担	金	1,682,980	1,075,657	607,323		健康増進事業費の負担金	負担率1/2又は1/3																
			4	結	核	医	療	費	負	担	金	48,640	48,696	△56		結核医療費の負担金	負担率3/4																
	2	補	助	金				2,183,787	1,931,341	252,446																							
		2	民	生	費	補	助	金	1,929,212	1,804,799	124,413																						
			1	生	活	困	窮	者	自	立	支	援	法	に	よ	る	任	意	事	業	に	対	す	る	補	助	金	補	助	率	2/3	又は	1/2
			2	生	活	保	護	費	補	助	金	160,494	234,684	△74,190		生活保護法施行等に要する事務費に対する	補助金 補助率10/10、3/4又は1/2																
			3	児	童	福	祉	費	補	助	金	67,759	67,476	283		障害者扶養共済制度補助金	補助率1/2																
			5	障	害	者	福	祉	費	補	助	金	1,395,096	1,183,806	211,290		障害者地域生活支援事業等に対する補助金	補助率1/2以内															
			6	精	神	保	健	費	補	助	金	55,751	41,078	14,673		精神保健事業に対する補助金																	
			7	老	人	福	祉	費	補	助	金	45,635	59,852	△14,217		老人福祉法施行に要する事務費等に対する	補助金 補助率1/2又は1/3																
		3	衛	生	費	補	助	金	254,575	126,542	128,033																						

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明												
			1	保	健	衛	生	費	補	助	79,655	-	79,655	補助率3/4又は1/2											
			2	疾	病	予	防	費	補	助	154,291	105,576	48,715	疾病予防事業に対する補助金 補助率10/10又は1/2											
			3	地	域	保	健	医	療	推	進	費	補	助	1,412	1,412	-	地域保健医療推進費に対する補助金 補助率1/2							
			4	結	核	医	療	費	補	助	4,155	4,993	△838	結核医療費に対する補助金 補助率1/2											
			5	保	健	衛	生	施	設	整	備	費	補	助	3,517	3,344	173	保健衛生施設整備等に対する補助金 補助率10/10,1/2又は1/3							
			6	環	境	保	健	費	補	助	11,545	11,217	328	環境保健事業に対する補助金 補助率10/10											
	3	委	託	金							535,056	719,871	△184,815												
		2	民	生	費	委	託	金			511,376	680,625	△169,249												
			1	社	会	福	祉	統	計	調	査	委	託	金	8,435	10,708	△2,273								
			2	生	活	保	護	指	導	職	員	設	置	委	託	金	20,615	20,570	45						
			3	援	護	事	務	等	国	庫	委	託	金	3,212	3,212	-									
			4	特	別	児	童	扶	養	特	手	当	事	務	委	託	金	15,158	14,800	358					
			5	人	権	啓	発	金	活	動	委	託	金	8,461	7,875	586									
			6	国	民	年	金	事	務	委	託	金	455,495	623,460	△167,965										
		3	其	他	委	託	金				23,680	39,246	△15,566												
			2	国	民	栄	養	調	査	委	託	金	3,630	3,426	204										
			3	環	境	保	健	サ	ー	ベ	イ	ラ	ン	ス	事	業	委	託	金	76	76	-			
			4	公	害	対	策	委	託	金	19,974	35,744	△15,770												
19	県	支	出	金							26,283,718	24,009,232	2,274,486												
		1	負	担	金						23,252,760	20,619,052	2,633,708												
			1	民	生	費	負	担	金		23,252,760	20,619,052	2,633,708												
				2	障	害	者	福	祉	費	負	担	金	10,736,108	10,192,238	543,870	障害者自立支援給付等の負担金 負担率1/4								
				3	国	民	健	康	保	険	基	盤	安	定	負	担	金	8,867,615	7,237,771	1,629,844	国民健康保険基盤安定の負担金 負担率3/4				
				4	後	期	高	齢	者	医	療	制	度	基	盤	安	定	負	担	金	3,044,069	2,841,801	202,268	後期高齢者医療制度基盤安定の負担金 負担率3/4	
				7	介	護	保	険	低	所	得	者	保	険	料	軽	減	県	負	担	金	604,968	347,242	257,726	介護保険低所得者保険料軽減の負担金 負担率1/4
		2	補	助	金						3,016,695	3,369,301	△352,606												
			3	民	生	費	補	助			2,942,825	3,313,537	△370,712												
				3	児	童	福	祉	費	補	助	6,734	6,925	△191	補助率1/4以内										
				4	障	害	者	医	療	費	補	助	1,395,067	905,361	489,706	補助率1/2									
				5	障	害	者	介	護	手	当	費	補	助	32,156	34,249	△2,093	定額補助							

(単位:千円)

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明													
			6	障	害	者	福	祉	費	補	助	490,043	428,941	61,102	補助率1/4以内											
			7	精	神	保	健	費	補	助	27,447	19,449	7,998	補助率10/10,3/4以内等												
			8	老	人	医	療	費	補	助	54,351	550,894	△496,543	補助率1/2												
			9	老	人	福	祉	費	補	助	216,512	263,850	△47,338	補助率10/10, 3/4, 1/2又は1/3												
			10	人	権	啓	発	費	補	助	750	750	-	補助率1/3以内												
			11	介	護	基	盤	緊	急	整	備	等	臨	時	交	付	金	事	業	費	補	助	719,765	1,103,118	△383,353	補助率10/10
		4	衛	生	費	補	助	73,870	55,764	18,106																
		1	休	日	夜	間	救	急	対	策	費	補	助	13,355	13,384	△29	補助率2/3以内									
		2	予	防	接	種	費	補	助	53,803	42,220	11,583	補助率10/10, 3/4又は1/2等													
		3	保	健	衛	生	費	補	助	6,712	160	6,552	補助率3/4又は1/2													
	3	委	託	金	14,263	20,879	△6,616																			
	2	民	生	費	委	託	金	222	222	-																
	1	援	護	事	務	等	委	託	金	222	222	-														
	3	衛	生	費	委	託	金	14,041	20,657	△6,616																
	1	衛	生	統	計	委	託	金	10,961	17,093	△6,132															
	2	医	療	提	供	体	制	推	進	事	業	委	託	金	3,080	3,564	△484									
20	財	産	収	入	32,751	31,759	992																			
	1	財	産	運	用	収	入	25,825	24,345	1,480																
	1	貸	地	料	19,742	19,813	△71																			
	3	一	般	土	地	19,742	19,813	△71																		
	2	貸	家	料	6,083	4,532	1,551																			
	7	一	般	建	物	6,083	4,532	1,551	自動販売機設置料等																	
	3	基	金	収	入	6,926	7,414	△488																		
	1	基	金	収	入	6,926	7,414	△488																		
	6	民	間	社	会	福	祉	事	業	従	事	職	員	福	利	厚	生	基	金	1	3	△2	預金利子			
	7	市	民	福	祉	振	興	等	基	金	6,925	7,411	△486	預金利子等												
21	寄	附	金	119,095	119,095	-																				
	1	寄	附	金	119,095	119,095	-																			
	2	其	他	寄	附	119,095	119,095	-																		
	6	保	健	福	祉	局	119,095	119,095	-																	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
22 繰 入 金	894,305	995,714	△101,409	
2 基 金 繰 入 金	894,305	995,714	△101,409	
1 基 金 繰 入 金	894,305	995,714	△101,409	
1 都 市 整 備 等 基 金 繰 入	444,198	444,198	-	
4 民 間 社 会 福 祉 事 業 従 事 職 員 福 利 厚 生 基 金 繰 入	1,257	8,503	△7,246	
5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	448,850	543,013	△94,163	
24 諸 収 入	9,316,956	8,284,366	1,032,590	
1 納 付 金	2,535,919	2,402,501	133,418	
2 民 生 費 納 付 金	1,894,560	1,754,543	140,017	
1 行 旅 死 病 人	3,067	2,862	205	扶養義務者納付金
2 生 活 保 護 費 等	911,705	814,755	96,950	生活保護費等返還金
3 生 活 保 護 施 設	6,954	9,874	△2,920	入所者納付金
8 障 害 者 医 療 費	1,964	960	1,004	受給者納付金
9 障 害 者 扶 養 共 済	31,588	34,448	△2,860	加入者納付金
10 高 齢 重 度 障 害 者 医 療 費	477,794	430,738	47,056	広域連合納付金
11 老 人 医 療 費	867	1,233	△366	受給者納付金
12 老 人 福 祉 施 設	399,012	398,093	919	入所者又は扶養義務者納付金
13 在 宅 老 人 福 祉 費	61,600	61,300	300	利用者納付金等
14 障 害 福 祉 施 設	9	280	△271	利用者納付金
3 衛 生 費 納 付 金	641,359	647,958	△6,599	
1 健 康 被 害 予 防 事 業	22,504	10,067	12,437	公害健康被害予防事業助成金
2 健 康 被 害 救 済 費	618,855	637,891	△19,036	健康被害救済措置に係る納付金
2 措 置 費 等 受 入	546,664	539,846	6,818	
1 民 生 施 設 措 置 費 等 受 入	546,664	539,846	6,818	
1 生 活 保 護 施 設	152,933	151,083	1,850	更生センター50人 和光園50人
5 障 害 者 支 援 施 設	239,674	236,371	3,303	さざんか療護園50人
7 養 護 老 人 ホ ー ム	154,057	152,392	1,665	和光園80人
4 受 託 事 業 収 入	7	5	2	
2 其 他 受 託 収 入	7	5	2	
4 石 綿 健 康 被 害 救 済 給 付 業 務	7	5	2	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
5 貸 付 金 元 利 収 入	4,636,252	4,059,246	577,006	
1 民生費貸付金返還金	1,254,124	622,235	631,889	
1 市民福祉振興 協会貸付金	101,925	102,400	△475	
2 療養資金貸付金	138	138	-	
5 身体障害者 更生資金貸付金	5,731	5,742	△11	
6 民間施設整備 資金貸付金	316,406	284,334	32,072	
7 都市施設整備 推進資金貸付金	89,500	93,300	△3,800	
8 介護福祉士 奨学金貸付金	10	10	-	
9 住宅改修資金貸付金	818	800	18	
10 高齢者及び障害者居室等 改修資金貸付金	3,503	3,095	408	
11 要保護者緊急 援護貸付金	70,830	93,968	△23,138	
12 バリアフリー化 融資制度貸付金	37,500	37,500	-	
13 災害援護資金貸付金	627,763	948	626,815	
3 其他貸付金返還金	3,382,128	3,437,011	△54,883	
4 市民病院機構等 貸付金	3,380,680	3,434,087	△53,407	
5 医療機関整備 資金貸付金	1,448	2,924	△1,476	
6 過 年 度 収 入	25,255	44,735	△19,480	
1 過 年 度 収 入	25,255	44,735	△19,480	
2 生活保護費等戻入	25,255	44,735	△19,480	
7 雑 入	1,572,859	1,238,033	334,826	
5 償 還 金	27,875	24,282	3,593	
7 福祉センター	2,418	2,237	181	光熱水費等
11 障害者福祉施設	438	437	1	職員食費等
13 養護老人ホーム	295	517	△222	職員食費等
14 軽費老人ホーム	1,746	1,905	△159	職員食費等
15 こうべ市民福祉 交流センター	16,993	13,298	3,695	光熱水費等
16 狂犬病予防	52	67	△15	飼犬の予防注射料等
17 動物管理センター	20	22	△2	光熱水費
18 斎 場	927	822	105	施設内自販機等の光熱水費等
19 墓 地	1,775	1,951	△176	施設内自販機等の光熱水費等

(単位:千円)

款 項 目 節		本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
	43 福 社 電 話	82	114	△32	電話料金
	47 在 宅 福 祉 セ ン タ ー 等	3,129	2,912	217	
	6 受 講 料	76,297	67,616	8,681	
	4 シ ル バ ー カ レ ッ ジ	76,297	67,616	8,681	シルバーカレッジ受講料等
	9 雑 入	1,468,687	1,146,135	322,552	
	7 保 健 福 祉 局 (民 生 費)	1,211,658	855,751	355,907	
	8 保 健 福 祉 局 (衛 生 費 ・ 教 育 費)	257,029	290,384	△33,355	
25 市 債		5,559,000	5,558,000	1,000	
1 市 債		5,559,000	5,558,000	1,000	
	1 民 生 債	2,225,000	3,109,000	△884,000	
	1 民 生 施 設 整 備 事 業 公 債	2,225,000	3,109,000	△884,000	特別養護老人ホームの整備等にかかる 起債承認見込額
	2 衛 生 債	3,334,000	2,449,000	885,000	
	1 神 戸 市 民 病 院 機 構 貸 付 金 公 債	3,000,000	2,212,000	788,000	市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機 構への貸付金の起債承認見込額
	2 保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 公 債	334,000	237,000	97,000	市立墓園等の改修にかかる起債承認見込額
歳 入 合 計		132,553,441	128,945,042	3,608,399	

(3) 歳出予算の説明（_____は新規事業を示す。）

第4款 民生費

(項名) 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費	165,891,218	167,139,969	△1,248,751	98,006,717	2,225,000	5,215,161	60,444,340	
1 民生総務費	13,594,019	12,096,885	1,497,134	895,204	-	474,144	12,224,671	
1 職 員 費	10,006,758	8,517,274	1,489,484	268,388	-	652	9,737,718	
2 民生総務費	2,821,930	2,806,842	15,088	316,626	-	442,498	2,062,806	
3 民生委員 活動費	261,557	267,790	△6,233	1,025	-	-	260,532	
4 援護諸費	503,774	504,979	△1,205	309,165	-	30,994	163,615	

1 職員費

保健福祉局所属職員の給料, 職員手当等の経費 10,006,758 千円

2 民生総務費

市民福祉条例に基づく市民福祉活動の推進, 市民啓発及び民間社会福祉施設への助成等に要する経費

- (1) ユニバーサルデザインの推進 22,677 千円
- (2) 公共交通等バリアフリーの推進 420,511 千円
- (3) 災害時要援護者支援・福祉避難所の充実 24,680 千円
- (4) 成年後見支援センターの運営 47,040 千円
- (5) こうべ安心サポートセンター事業助成等 179,264 千円
- (6) 地域福祉の推進, 地域福祉ネットワーカーの配置 590,820 千円
- (7) ふれあいのまちKOBE・愛の輪運動 123,141 千円

(8) 福祉乗車証交付	23,923 千円
(9) 住宅改修助成制度, 高齢者及び障害者居室等改修資金貸付	262,998 千円
(10) 民間社会福祉施設運営助成等	48,370 千円
(11) 社会福祉協議会事業助成	130,085 千円
(12) 市民福祉振興協会事業助成等	50,705 千円
(13) 総合福祉センター管理運営, こうべ市民福祉交流センター管理運営等	218,211 千円
(14) 市民福祉大学の運営	85,116 千円
(15) 市民福祉振興等基金の造成	201,925 千円
(16) 福祉活動の推進(市民福祉顕彰など), 監査指導・福祉事務所一般事務費等	206,142 千円
(17) 福祉情報システムの運営	186,322 千円

3 民生委員活動費

民生委員児童委員の地域社会における福祉活動推進, 民生委員児童委員協議会の運営等に要する経費

(1) 民生委員推薦会, 審査会, 民生委員児童委員・主任児童委員研修会	4,075 千円
(2) 活動助成	257,482 千円

4 援護諸費

災害に対する応急的な救助, 遺家族の援護, 災害援護資金貸付の償還事務等に要する経費

(1) 災害対策	3,026 千円
(2) 遺家族等援護	8,275 千円
(3) 行旅死病人対策	10,462 千円
(4) 更生援護相談所の管理運営・住所不定者対策	6,176 千円
(5) ホームレスの実態に関する全国調査	266 千円
(6) 災害援護資金貸付償還事務等	39,777 千円
(7) 中国残留邦人等支援	139,482 千円
(8) 生活困窮者自立支援事業	296,310 千円

(項名) 生活保護費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
2 生活保護費	77,614,122	80,525,344	△2,911,222	57,241,092	-	1,184,546	19,188,484	
1 生活保護費	679,659	1,150,364	△470,705	158,483	-	207,856	313,320	
2 扶 助 費	76,874,575	79,305,602	△2,431,027	57,082,609	-	813,741	18,978,225	
3 保護施設費	59,888	69,378	△9,490	-	-	162,949	△103,061	

1 生活保護費

生活保護法の施行等に要する経費	612,775 千円
<u>相談支援体制の強化</u>	54,194 千円
<u>重症化予防の推進</u>	12,690 千円

2 扶助費

生活保護法による各扶助費及び保護施設事務費

(1) 生活扶助	22,806,881 千円
(2) 住宅扶助	13,073,351 千円
(3) 医療扶助	38,020,491 千円
(4) 介護扶助等	2,250,716 千円
(5) 保護施設事務費	723,136 千円

3 保護施設費

更生センター(定員50人, 更生施設)及び和光園(定員50人, 救護施設)の管理運営に要する経費等

59,888 千円

(項名) 障害者福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
4 障 害 者 福 祉 費	60,819,071	57,402,881	3,416,190	38,176,411	-	1,460,932	21,181,728	
1 障 害 者 福 祉 費	4,065,506	4,122,608	△57,102	1,437,852	-	3,958	2,623,696	
2 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	47,952,251	46,396,325	1,555,926	34,331,301	-	9	13,620,941	
3 障 害 者 医 療 費	3,691,986	2,015,933	1,676,053	1,395,067	-	479,759	1,817,160	
4 障 害 者 手 当 費	1,040,178	1,053,908	△13,730	734,539	-	-	305,639	
5 障 害 者 扶 養 共 済 費	434,907	433,323	1,584	67,759	-	288,827	78,321	
6 障 害 者 福 祉 施 設 費	69,970	73,979	△4,009	-	-	265,102	△195,132	
7 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等 運 営 費	476,670	567,971	△91,301	54,601	-	20,144	401,925	
8 障 害 者 福 祉 施 策 費	3,087,603	2,738,834	348,769	155,292	-	403,133	2,529,178	

1 障害者福祉費

障害者総合支援法等の施行等に要する経費

(1) 障害者地域生活支援

3,242,600 千円

- ・障害者地域活動支援センター 189,962 千円
- ・障害者移動支援 1,905,927 千円
- ・障害者地域生活支援センター 437,063 千円
- ・日常生活用具費の給付 481,780 千円
- ・重度身体障害者入浴サービス 104,274 千円

・日中一時支援事業	20,250 千円	
・福祉ホーム運営費補助	1,193 千円	
・意思疎通支援, 社会参加促進事業等	102,151 千円	
(2) 地域生活への移行支援		127,672 千円
・精神障害者地域移行推進事業等	6,651 千円	
・グループホーム等整備支援事業等	41,485 千円	
・グループホーム等運営費補助等	79,536 千円	
(3) 障害者社会参加支援		183,643 千円
・障害者社会参加支援	86,091 千円	
・生活介護報酬重症児者加算制度	97,552 千円	
(4) 障害者就労支援		216,098 千円
(5) 精神保健対策		15,133 千円
(6) 障害者福祉団体委託		4,662 千円
(7) 障害者総合支援法事務費等		275,698 千円

2 障害者自立支援給付費

障害者自立支援給付に要する経費

(1) 障害福祉サービス等		30,573,673 千円
(2) 障害児対象サービス		8,058,594 千円
(3) 自立支援医療		8,776,591 千円
(4) 補装具費の給付		514,295 千円
(5) 精神障害者入院医療費助成		29,098 千円

3 障害者医療費

重度障害者の医療費の助成に要する経費

(1) 重度障害者医療費助成		1,931,607 千円
(2) 高齢重度障害者医療費助成		1,760,379 千円

4 障害者手当費

重度心身障害者介護手当, 特別障害者手当等の支給に要する経費

(1) 重度心身障害者介護手当支給		78,549 千円
(2) 特別障害者手当支給		916,775 千円
(3) 障害者特別給付金支給		41,498 千円
(4) 障害児福祉手当支給等		3,356 千円

5 障害者扶養共済費		
障害者扶養共済制度の実施に要する経費		434,907 千円
6 障害者福祉施設費		
さざんか療護園(障害者支援施設, 定員50人)の管理運営に要する経費		69,970 千円
7 障害者福祉センター等運営費		
障害者福祉センターの管理運営等に要する経費		
(1) 障害者福祉センター		22,028 千円
(2) 障害者更生相談所		4,463 千円
(3) 在宅障害者福祉センター指定管理料		114,040 千円
(4) 精神保健福祉センター		39,056 千円
(5) 自殺予防情報センター運営費等		14,754 千円
(6) 点字図書館指定管理料		62,167 千円
(7) 聴覚障害者情報提供施設管理運営負担金		8,648 千円
(8) 市民福祉スポーツセンター指定管理料		111,575 千円
(9) 障害者就労推進センター運営費等		92,954 千円
(10) その他施設管理運営費等		6,985 千円
8 障害福祉施策費		
障害福祉施策の施行に要する経費		
(1) 障害者地域生活支援		1,154,259 千円
・障害者見守り体制の構築	867,748 千円	
・ <u>相談支援体制の強化</u>	45,000 千円	
・視覚障害者支援事業	23,825 千円	
・ <u>神戸ひきこもり支援室</u>	35,685 千円	
・在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援	6,868 千円	
・福祉人材の確保(住宅手当補助)	5,880 千円	
・在宅障害者対策等	34,853 千円	
・重度障害児対応	134,400 千円	

(2) 障害者就労支援		96,368 千円
・事業所等就労支援活動事業	7,235 千円	
・障害者就労促進等	46,600 千円	
・知的障害者訓練雇用等	2,323 千円	
・しごとチャレンジ推進事業	31,110 千円	
・ふれあい商品販売促進等	4,100 千円	
・超短時間雇用推進	5,000 千円	
(3) 精神障害者支援		107,833 千円
・精神障害者の措置入院中・退院後の継続支援	54,437 千円	
・精神科救急医療体制の運営	48,677 千円	
・精神障害者社会適応訓練等	2,072 千円	
・ひょうご・こうべ依存症対策センター	2,647 千円	
(4) 障害者社会参加		1,613,733 千円
・福祉乗車証交付	1,295,124 千円	
・重度心身障害者タクシー利用助成	250,031 千円	
・自動車燃料費助成	30,510 千円	
・誰にでもやさしい空間づくり資金融資	38,068 千円	
(5) 発達障害支援		61,880 千円
(6) 障害者虐待防止体制整備		8,901 千円
(7) 障害者福祉法事務費等		44,629 千円

(項名) 老人福祉費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
5 老人福祉費	8,008,387	9,470,294	△1,461,907	227,298	-	1,394,288	6,386,801	
1 老人福祉費	5,307,503	5,079,628	227,875	172,947	-	804,761	4,329,795	
2 老人措置費	2,150,511	2,224,892	△74,381	-	-	399,012	1,751,499	
3 老人医療費	108,681	1,729,425	△1,620,744	54,351	-	868	53,462	
4 養護老人ホーム費	58,888	78,504	△19,616	-	-	155,918	△97,030	
5 軽費老人ホーム費	382,804	357,845	24,959	-	-	33,729	349,075	

1 老人福祉費

老人福祉法の施行等に要する経費

(1) 在宅高齢者自立支援対策	2,420 千円
・利用料軽減措置	2,368 千円
・がん末期在宅介護支援事業	52 千円
(2) 高齢者のいきがづくり等在宅高齢者対策	328,315 千円
・老人クラブ育成援助・活性化推進等	102,818 千円
・こうべ長寿祭・全国健康福祉祭	9,485 千円
・はり・きゅう・マッサージ施術料助成	50,044 千円
・訪問理美容サービス	3,579 千円
・シルバーカレッジ運営	134,084 千円
・高齢者相互支援・社会参加支援等	28,305 千円

(3) 介護保険制度の適正な実施		89,643 千円
・介護サービス適正実施	1,786 千円	
・介護保険施設入所相談センターの運営	532 千円	
・事業者指導・指定等	20,554 千円	
・介護人材の確保・育成	66,771 千円	
(4) 認知症診断助成・事故救済制度の実施		309,921 千円
(5) 市民福祉振興等基金の造成		284,000 千円
(6) 認知症介護研修等		48,594 千円
(7) 認知症疾患医療センターの運営		77,147 千円
(8) 在日外国人等福祉給付金		22,595 千円
(9) 敬老優待乗車制度の運営		3,591,361 千円
<u>(10) 高齢者運転免許返納促進</u>		60,606 千円
(11) 地域見守り活動の推進(あんしんすこやかルームの運営等)		123,154 千円
(12) 各区あんしんすこやか窓口の運営		6,270 千円
(13) 老人福祉法施行事務等		174,519 千円
(14) 後期高齢者健康診査等		188,958 千円

2 老人措置費

老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置に要する経費

(1) 養護老人ホーム措置費		2,133,946 千円
(2) 施設入所者養老福祉金		16,565 千円

3 老人医療費

高齢期移行者の医療費の助成に要する経費

		108,681 千円
--	--	------------

4 養護老人ホーム費

養護老人ホーム和光園(定員80人)の管理運営に要する経費

		58,888 千円
--	--	-----------

5 軽費老人ホーム費

軽費老人ホームの管理運営に要する経費

(1) ケアハウス和光園(定員50人)		43,475 千円
(2) 民間ケアハウス運営補助		339,329 千円

(項名) 人権啓発費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
6 人 権 啓 発 費	29,237	27,415	1,822	7,752	-	3,092	18,393	
1 人 権 啓 発 費	29,237	27,415	1,822	7,752	-	3,092	18,393	

1 人権啓発費

人権教育及び人権啓発等に要する経費

(1) 市民啓発・職員研修	20,197 千円
(2) 自立促進・生活基盤確立	144 千円
(3) 住民組織育成・まちづくり支援	7,688 千円
(4) 財産管理・運営	140 千円
(5) 犯罪被害者等への支援	1,068 千円

(項名) 国民年金費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
7 国民年金費	246,726	424,362	△177,636	405,862	-	-	△159,136	
1 国民年金費	246,726	424,362	△177,636	405,862	-	-	△159,136	

1 国民年金費

国民年金法等に基づく, 法定受託事務に要する経費

(1) 国民年金事務費	225,213 千円
(2) 特別障害給付金事務費	13 千円
(3) 年金生活者支援給付金事務費	21,500 千円

(項名) 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 民 生 費								
8 民 生 施 設 費	5,579,656	7,192,788	△1,613,132	1,053,098	2,225,000	698,159	1,603,399	
2 老 人 福 祉 施 設 費	2,074,305	2,801,993	△727,688	719,765	1,270,000	-	84,540	
3 其 他 民 生 施 設 費	2,444,691	3,030,288	△585,597	-	460,000	555,135	1,429,556	
4 障 害 福 祉 施 設 費	1,060,660	1,360,507	△299,847	333,333	495,000	143,024	89,303	

2 老人福祉施設整備費

老人福祉施設の整備等に要する経費

(1) 特別養護老人ホーム等整備	1,452,396 千円
(2) ケアハウス整備	300,000 千円
(3) 介護老人保健施設整備	23,000 千円
(4) 地域密着型施設開設準備経費等	109,564 千円
(5) 既存建物を活用した認知症高齢者グループホーム等整備	17,820 千円
(6) 定期巡回・随時対応型サービス事業所整備・開設準備経費等	87,900 千円
(7) 介護医療院への転換	83,625 千円

3 其他民生施設整備費

市立施設の整備等に要する経費

(1) こうべ市民福祉交流センター改修	3,352 千円
(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」管理運営	700,621 千円
(3) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」施設改修	184,081 千円
(4) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」のリニューアル	33,000 千円
(5) 民間社会福祉施設整備融資等	628,000 千円
(6) その他市立施設老朽改修等	740,437 千円
(7) 先行取得地買戻し	155,200 千円

4 障害福祉施設整備費

障害福祉施設の整備等に要する経費

(1) 障害福祉サービス事業所等整備	513,780 千円
(2) 民営化通所施設等整備費等	5,061 千円
(3) 障害者支援センター整備	49,812 千円
(4) 市街地における重症心身障害者(児)入所施設の整備	492,007 千円

第5款 衛生費

(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	24,965,309	23,181,511	1,783,798	2,122,475	3,334,000	2,942,475	16,566,359	
1 衛 生 総 務 費	13,264,512	12,695,536	568,976	70,124	3,087,000	509,096	9,598,292	
1 職 員 費	2,935,962	3,335,313	△399,351	9,579	-	3,961	2,922,422	
2 衛 生 総 務 費	1,658,834	1,477,795	181,039	60,545	87,000	60,937	1,450,352	
3 市 民 病 院 費	8,669,716	7,882,428	787,288	-	3,000,000	444,198	5,225,518	

1 職員費

保健福祉局所属職員の給料, 職員手当等の経費

2,935,962 千円

2 衛生総務費

地域医療, 救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

(1) 救急医療対策	508,349 千円
(2) 北部休日急病診療所の設置	54,220 千円
(3) 救急安心センターの運営	106,454 千円
(4) 神戸子ども初期急病センターの運営	268,796 千円
(5) こうべ市歯科センターの運営	85,909 千円
(6) 看護師等確保支援対策	37,204 千円
(7) 健康ライフプラザの運営	90,039 千円
(8) 訪問看護ステーションの機能強化	6,000 千円
(9) 西市民病院の中長期的ビジョン等の検討	10,000 千円
(10) 市立施設等老朽改修	215,636 千円
(11) その他一般事務費等	276,227 千円

3 市民病院費

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費

8,669,716 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	10,095,131	9,004,969	1,090,162	2,008,236	-	948,469	7,138,426	
2 保 健 予 防 費	3,988,861	3,879,823	109,038	155,489	-	9,753	3,823,619	
3 地 域 保 健 費	6,106,270	5,125,146	981,124	1,852,747	-	938,716	3,314,807	

2 保健予防費

感染症予防, 予防接種等に要する経費

(1) 感染症対策に要する経費	32,057 千円
・感染症予防等	7,181 千円
・エイズ対策	23,579 千円
・新型インフルエンザ対策	1,297 千円
(2) 予防接種に要する経費	3,956,804 千円
・予防接種	3,596,078 千円
(高年齢者インフルエンザ, 高年齢者肺炎球菌, 幼児・児童インフルエンザ, 妊婦等風しん等)	
・健康被害対策	75,934 千円
・風しん対策の強化	284,792 千円

3 地域保健費

保健所事業に要する経費及び地域保健対策の推進等に要する経費

(1) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費	94,467 千円
・保健所情報提供事業等	39,051 千円
・感染症発生動向調査	25,452 千円
・医務・薬務・献血・薬物等対策	20,818 千円
・結核感染防止対策等	7,745 千円
・公衆衛生人材育成	1,192 千円
・医療安全相談窓口業務	209 千円

(2) 健康増進事業に要する経費		1,342,492 千円
・健康管理・疾病予防	3,191 千円	
・健康教育・相談	10,149 千円	
・健康診査・検診等	1,238,581 千円	
(胃がん検診, 子宮頸がん検診, 肺がん検診, 乳がん検診, 大腸がん検診, 前立腺がん検診, 乳幼児健康診査, 若年者等への健診等)		
・ <u>AYA世代のがん患者支援</u>	3,000 千円	
・肝炎ウイルス検査等	42,611 千円	
・アスベスト健康管理支援事業	20,092 千円	
・こうべ健康いきいきサポートシステム	24,868 千円	
(3) 生涯を通じた健康づくりに要する経費		222,872 千円
・市民PHRシステムの活用	44,809 千円	
・健康創造都市KOBEの推進	28,268 千円	
・受動喫煙防止対策	9,247 千円	
・食育の推進	17,120 千円	
・ <u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</u>	123,428 千円	
(4) 歯科口腔保健推進に要する経費		85,326 千円
・口腔保健支援センターの運営	3,929 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	10,500 千円	
・口腔がん検診	10,000 千円	
・歯周疾患検診	49,277 千円	
・幼児フッ化物塗布	1,743 千円	
・ <u>フッ化物洗口モデル事業</u>	1,089 千円	
・歯科保健事業等	8,788 千円	
(5) 結核対策に要する経費		190,642 千円
・結核医療費公費負担	64,443 千円	
・結核健診	126,199 千円	
(6) 難病施策等に要する経費		3,427,271 千円
・難病医療	3,388,876 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	28,600 千円	
・ <u>在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業</u>	6,127 千円	
・臓器移植等	3,668 千円	

(7) 環境保健事業に要する経費		656,964 千円
・補償給付	618,171 千円	
・認定給付事務	18,895 千円	
・その他環境保健事業	19,898 千円	
(8) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		86,236 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	1,605,666	1,481,006	124,660	44,115	247,000	1,484,910	△170,359	
1 環 境 衛 生 費	578,265	478,704	99,561	42,015	30,000	182,518	323,732	
2 環 境 保 健 研 究 所 費	278,027	291,555	△13,528	2,100	50,000	94,334	131,593	
3 斎 園 費	749,374	710,747	38,627	-	167,000	1,208,058	△625,684	

1 環境衛生費

環境衛生、食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法、旅館業法等)	217,406 千円
・公衆浴場、理・美容所等の営業許可及び指導	23,258 千円
・一般公衆浴場の振興	47,013 千円
・ふれあい浴場推進事業	1,200 千円
・飲料水等の衛生対策	10,589 千円
・その他環境衛生対策	135,346 千円
(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等)	120,581 千円
・飲食店等の営業許可及び監視指導等	32,774 千円
・食中毒対策	29,042 千円
・腸管出血性大腸菌感染症対策(O157対策)	4,469 千円
・中央卸売市場食品検査	24,396 千円
・食肉検査	25,205 千円
・牛海綿状脳症対策(BSE対策)	773 千円
・検査の信頼性確保対策(GLP対策)	3,547 千円
・食品環境汚染物質対策	375 千円

(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等)		240,278 千円
・動物管理センターの運営	32,327 千円	
・飼犬登録及び狂犬病予防注射	75,017 千円	
・動物愛護推進事業	51,737 千円	
・ <u>動物愛護拠点の整備</u>	81,197 千円	

2 環境保健研究所費

行政上の科学的, 技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費

(1) 検査及び庁舎管理費等		253,479 千円
(2) 調査研究		24,548 千円

3 斎園費

市立斎場・墓園の管理運営及び整備に要する経費

(1) 斎場の管理運営		141,590 千円
(2) 墓園の管理運営		334,732 千円
(3) 斎場の改修・整備		93,052 千円
(4) 墓園の改修・整備		180,000 千円

第13款 教育費

(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	935,638	913,302	22,336	-	-	-	935,638	
9 看 護 大 学 費	935,638	913,302	22,336	-	-	-	935,638	
1 運 営 費	935,638	913,302	22,336	-	-	-	935,638	

1 運営費

公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費

935,638 千円

第15款 諸 支 出 金

(項名) 過年度支出

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
15 諸 支 出 金	1,000,000	1,000,000	-	1,000,000	-	-	-	
2 過 年 度 支 出	1,000,000	1,000,000	-	1,000,000	-	-	-	
1 過 年 度 支 出	1,000,000	1,000,000	-	1,000,000	-	-	-	

1 過年度支出

国庫支出金等返還金

1,000,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 令和2年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	令和2年度 ～ 令和12年度	4,000	-	-	-	4,000	
(2) 令和2年度住宅改修資金貸付損失補償	令和2年度 ～ 令和12年度	2,000	-	-	-	2,000	
(3) 令和2年度誰にでもやさしい空間づくり資金融資損失補償	令和2年度 ～ 令和12年度	15,000	-	-	-	15,000	
(4) 障害福祉サービス支払等業務委託事業	令和2年度 ～ 令和4年度	72,000	-	-	-	72,000	
(5) 認知症寄附講座	令和2年度 ～ 令和4年度	40,000	-	-	40,000	-	
(6) 垂水年金会館空調設備更新工事	令和2年度 ～ 令和3年度	39,000	-	34,000	-	5,000	
(7) こうべ市民福祉交流センター設備改修	令和2年度 ～ 令和3年度	70,000	-	52,000	-	18,000	
(8) 救急需要対策	令和2年度 ～ 令和3年度	80,000	-	-	-	80,000	
(9) 追谷墓園危険法対策工事	令和2年度 ～ 令和3年度	150,000	-	112,000	-	38,000	

3 特 別 会 計

3 特 別 会 計

〔1〕国民健康保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覽

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金額	備考
1	国民健康保険収入	156,754,788	
	1 国民健康保険料	29,024,481	
	2 県支出金	110,557,359	
	3 繰入金	16,896,896	
	4 繰越金	1	
	5 諸収入	276,051	
歳入合計		156,754,788	

(単位:千円)

歳		出	
款	項	金額	備考
1 国民健康保険費		156,754,788	
	1 事務費	2,759,664	
	2 保険給付費	107,543,978	
	3 国民健康保険 事業費納付金	44,852,875	
	4 保健事業費	1,048,311	
	5 諸支出金	519,960	
	6 予備費	30,000	
歳出	合計	156,754,788	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 国 民 健 康 保 険 料 康 入	156,754,788	158,313,195	△1,558,407	
1 国 民 健 康 保 険 料	29,024,481	31,342,526	△2,318,045	
1 保 険 料	29,024,481	31,342,526	△2,318,045	
1 現 年 度 分	28,169,267	30,456,143	△2,286,876	
2 滞 納 繰 越 分	855,214	886,383	△31,169	
2 県 支 出 金	110,557,359	112,012,616	△1,455,257	
1 補 助 金	110,557,359	112,012,616	△1,455,257	
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	110,557,359	112,012,616	△1,455,257	
3 繰 入 金	16,896,896	14,688,124	2,208,772	
1 一 般 会 計 繰 入 金	16,896,896	14,688,124	2,208,772	一般会計からの保険基盤安定制度負担金及び所要額の繰入
4 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
5 諸 収 入	276,051	269,928	6,123	
1 雑 入	276,051	269,928	6,123	
1 給 付 費 返 還 金	260,263	260,263	-	不正・不当利得 第三者行為の返還金
△ 一 部 負 担 金	-	9	△9	一部負担金立替分
2 預 金 利 子	1	1	-	
3 国 民 健 康 保 険 料 (延 滞 金)	1	-	1	
4 其 他	15,786	9,655	6,131	
歳 入 合 計	156,754,788	158,313,195	△1,558,407	

(3) 歳出予算の説明

第1款 国民健康保険費 (項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費	156,754,788	158,313,195	△1,558,407	110,557,359	-	29,300,533	16,896,896	
1 事務費	2,759,664	2,821,931	△62,267	353,361	-	18,180	2,388,123	
1 職員費	1,671,438	1,557,366	114,072	50,783	-	2,394	1,618,261	
2 事務費	805,962	894,940	△88,978	32,767	-	3,333	769,862	
3 収納特別対策費	103,716	149,937	△46,221	101,696	-	2,020	-	
4 医療費適正化特別対策費	178,548	219,688	△41,140	168,115	-	10,433	-	

1 職員費

国民健康保険事業に従事する職員の給料, 職員手当等の経費 1,671,438 千円

2 事務費

国民健康保険事業の運営に要する経費 805,962 千円

3 収納特別対策費

保険料収納対策に要する経費 103,716 千円

4 医療費適正化特別対策費

医療費適正化対策に要する経費 178,548 千円

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
2 保険給付費	107,543,978	108,771,546	△1,227,568	107,543,978	-	-	-	
1 給 付 費	107,543,978	108,771,546	△1,227,568	107,543,978	-	-	-	

1 給付費

保険給付に要する経費

(1) 療養給付費等	106,773,980 千円
(2) 出産育児一時金, 葬祭費	485,910 千円
(3) 審査支払手数料	284,088 千円

(項名) 国民健康保険事業費納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
3 国民健康保険事業費納付金	44,852,875	45,394,880	△542,005	2,274,762	-	28,140,855	14,437,258	
1 医療給付分納付金	32,130,986	31,974,702	156,284	2,274,762	-	19,246,428	10,609,796	
2 後期高齢者支援金等分納付金	9,532,068	9,679,941	△147,873	-	-	6,719,195	2,812,873	
3 介護納付金分納付金	3,189,821	3,740,237	△550,416	-	-	2,175,232	1,014,589	

1 医療給付分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、医療給付費分 32,130,986 千円

2 後期高齢者支援金等分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、後期高齢者支援金等分 9,532,068 千円

3 介護納付金分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、介護納付金分 3,189,821 千円

(項名) 保健事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
4 保健事業費	1,048,311	1,028,315	19,996	385,258	-	663,053	-	
1 保健事業費	70,860	62,654	8,206	-	-	70,860	-	
2 特定健診事業費	977,451	965,661	11,790	385,258	-	592,193	-	

1 保健事業費

保健事業等に要する経費 70,860 千円

2 特定健診事業費

特定健康診査, 特定保健指導等に要する経費 977,451 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
5 諸支出金	519,960	266,523	253,437	-	-	478,445	41,515	
1 雑 出	259,697	266,523	△6,826	-	-	218,182	41,515	
2 過年度支出	260,263	-	260,263	-	-	260,263	-	

1 雑出

兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び過誤納保険料の返還金等 259,697 千円

2 過年度支出

県支出金返還金(給付費返還金) 260,263 千円

(項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 国民健康保険費								
6 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	
1 予 備 費	30,000	30,000	-	-	-	-	30,000	

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和2年度 ～ 令和3年度	71,000	-	-	-	71,000	
(2) 専用コールセンター運営	令和2年度 ～ 令和4年度	156,000	151,000	-	5,000	-	
(3) レセプト点検等業務	令和2年度 ～ 令和4年度	114,000	104,000	-	10,000	-	

〔 2 〕 介 護 保 險 事 業 費

(1) 歳 入 歳 出 予 算 一 覧

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金 額	備 考
1 保 險 料		28,327,437	
	1 介 護 保 險 料	28,327,437	
2 国 庫 支 出 金		34,323,250	
	1 国 庫 負 担 金	23,283,522	
	2 国 庫 補 助 金	11,039,728	
3 県 支 出 金		20,160,117	
	1 県 負 担 金	18,639,356	
	2 県 補 助 金	1,520,761	
4 支 払 基 金 交 付 金		36,871,163	
	1 支 払 基 金 交 付 金	36,871,163	
5 繰 入 金		24,974,551	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,226,751	
	2 基 金 繰 入 金	1,747,800	
6 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
7 諸 収 入		3,820	
	1 諸 収 入	3,820	
歳 入 合 計		144,660,339	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	28,327,437	28,529,287	△201,850	
1 介 護 保 險 料	28,327,437	28,529,287	△201,850	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	28,327,437	28,529,287	△201,850	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	24,310,276	26,086,363	△1,776,087	
2 現 年 度 普 通 徴 収 料	4,017,161	2,442,924	1,574,237	普通徴収対象者分
2 国 庫 支 出 金	34,323,250	33,979,265	343,985	
1 国 庫 負 担 金	23,283,522	23,330,107	△46,585	
1 介 護 給 付 費 金	23,283,522	23,330,107	△46,585	
1 介 護 給 付 費 金	23,283,522	23,330,107	△46,585	負担率20/100又は15/100
2 国 庫 補 助 金	11,039,728	10,649,158	390,570	
1 調 整 交 付 金	8,331,478	8,006,098	325,380	
1 調 整 交 付 金	8,331,478	8,006,098	325,380	補助率6.12/100
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	2,668,953	2,635,479	33,474	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サービス 事 業 交 付 金	1,415,164	1,414,205	959	補助率20/100
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	123,547	87,307	36,240	補助率20/100
3 包 括 的 支 援 事 業 等 金 交 付 金	1,125,335	1,129,494	△4,159	補助率38.5/100
4 そ の 他 諸 費 金 交 付 金	4,907	4,473	434	補助率20/100
3 事 務 費 交 付 金	39,297	7,581	31,716	
1 事 務 費 交 付 金	39,297	7,581	31,716	定額補助, 補助率1/2
3 県 支 出 金	20,160,117	20,075,146	84,971	
1 県 負 担 金	18,639,356	18,571,033	68,323	
1 介 護 給 付 費 金	18,639,356	18,571,033	68,323	
1 介 護 給 付 費 金	18,639,356	18,571,033	68,323	負担率17.5/100又は12.5/100
2 県 補 助 金	1,520,761	1,504,113	16,648	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	1,520,761	1,504,113	16,648	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サービス 事 業 交 付 金	885,744	882,001	3,743	補助率12.5/100
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	69,259	54,575	14,684	補助率12.5/100
3 包 括 的 支 援 事 業 等 金 交 付 金	562,661	564,741	△2,080	補助率19.25/100
4 そ の 他 諸 費 金 交 付 金	3,097	2,796	301	補助率12.5/100

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 支 払 基 金 交 付 金	36,871,163	36,839,249	31,914	
1 支 払 基 金 交 付 金	36,871,163	36,839,249	31,914	
1 交 護 給 付 費 金	34,812,603	34,810,179	2,424	
1 交 護 給 付 費 金	34,812,603	34,810,179	2,424	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	2,058,560	2,029,070	29,490	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金	1,913,208	1,905,126	8,082	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
2 一 般 介 護 予 防 事 業 金	138,664	117,905	20,759	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
3 そ の 他 諸 費 金	6,688	6,039	649	交付率27/100 (第2号被保険者保険料相当)
5 繰 入 金	24,974,551	23,192,630	1,781,921	
1 一 般 会 計 繰 入 金	23,226,751	22,191,575	1,035,176	
1 介 護 給 付 費 金	16,249,703	16,115,824	133,879	
1 介 護 給 付 費 金	16,249,703	16,115,824	133,879	介護給付費の12.5/100
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	1,520,985	1,504,200	16,785	
1 介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 繰 入 金	885,745	882,017	3,728	事業費の12.5/100
2 一 般 介 護 予 防 事 業 金	69,429	54,596	14,833	事業費の12.5/100
3 包 括 的 支 援 事 業 等 金	562,715	564,789	△2,074	事業費の19.25/100
4 そ の 他 諸 費 金	3,096	2,798	298	事業費の12.5/100
3 低 所 得 者 保 険 料 金	2,287,120	1,388,971	898,149	
1 低 所 得 者 保 険 料 金	2,287,120	1,388,971	898,149	低所得者の保険料軽減に要する経費
4 そ の 他 一 般 会 計 金	3,168,943	3,182,580	△13,637	
1 そ の 他 一 般 会 計 金	3,168,943	3,182,580	△13,637	一般会計からの所要額の繰入
2 基 金 繰 入 金	1,747,800	1,001,055	746,745	
1 そ の 他 繰 入 金	1,747,800	1,001,055	746,745	
1 そ の 他 繰 入 金	1,747,800	1,001,055	746,745	介護給付費等準備基金からの所要額の繰入
6 繰 越 金	1	-	1	
1 繰 越 金	1	-	1	
1 繰 越 金	1	-	1	
7 諸 収 入	3,820	3,907	△87	
1 諸 収 入	3,820	3,907	△87	
1 雑 収 入	3,820	3,907	△87	
1 雑 収 入	2,021	1,659	362	介護給付費等準備基金運用収入等
2 延 滞 金 等	1,799	2,248	△449	
歳 入 合 計	144,660,339	142,619,484	2,040,855	

(3) 歳出予算の説明

第1款 総務費

(項名) 総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 総 務 費	3,227,505	3,163,403	64,102	58,542	-	9,940	3,159,023	
1 総 務 費	3,227,505	3,163,403	64,102	58,542	-	9,940	3,159,023	
1 職 員 費	1,259,355	947,638	311,717	19,245	-	7,147	1,232,963	
2 総 務 管 理 費	603,968	527,852	76,116	35,872	-	594	567,502	
3 徴 収 費	207,183	218,532	△11,349	-	-	2,199	204,984	
4 介 護 認 定 審 査 会 費	1,156,999	1,469,381	△312,382	3,425	-	-	1,153,574	

1 職員費

介護保険事業に従事する職員の給料, 職員手当等の経費 1,259,355 千円

2 総務管理費

介護保険事業の運営に要する経費 603,968 千円

3 徴収費

保険料徴収, 賦課及び資格管理等に要する経費 207,183 千円

4 介護認定審査会費

介護認定審査会の運営に要する経費 1,156,999 千円

第2款 保険給付費

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
2 保 險 給 付 費	128,936,574	128,927,592	8,982	49,794,919	-	60,604,832	18,536,823	
1 保 險 給 付 費	128,936,574	128,927,592	8,982	49,794,919	-	60,604,832	18,536,823	
1 介 護 サービス等諸費	115,723,580	115,612,326	111,254	44,692,448	-	54,393,775	16,637,357	
2 介 護 予 防 サービス等諸費	5,787,627	5,677,323	110,304	2,235,182	-	2,720,369	832,076	
3 高 額 介 護 サービス等費	3,675,878	3,722,330	△46,452	1,419,624	-	1,727,780	528,474	
4 市 町 村 特 別 給 付 費	1,000	1,000	-	-	-	1,000	-	
5 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	3,629,266	3,792,715	△163,449	1,401,622	-	1,705,870	521,774	
6 そ の 他 諸 費	119,223	121,898	△2,675	46,043	-	56,038	17,142	

1 介護サービス等諸費

要介護者のサービス給付等に要する経費

115,723,580 千円

2 介護予防サービス等諸費

要支援者のサービス給付等に要する経費

5,787,627 千円

3 高額介護サービス等費

高額介護サービス給付等に要する経費

3,675,878 千円

4 市町村特別給付費

市町村特別給付に要する経費

1,000 千円

5 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設入所者への補足給付に要する経費

3,629,266 千円

6 その他諸費

保険給付に係る審査支払手数料

119,223 千円

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	10,544,849	10,448,831	96,018	4,629,906	-	4,399,038	1,515,905	
1 地域支援事業費	10,544,849	10,448,831	96,018	4,629,906	-	4,399,038	1,515,905	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	7,085,955	7,056,033	29,922	2,736,595	-	3,463,615	885,745	
2 一般介護予防事業費	511,144	436,647	74,497	195,749	-	251,046	64,349	
3 包括的支援事業等費	2,922,981	2,933,782	△10,801	1,687,996	-	672,270	562,715	
4 その他諸費	24,769	22,369	2,400	9,566	-	12,107	3,096	

1 介護予防・生活支援サービス事業費

介護予防・生活支援サービス事業に要する経費

7,085,955 千円

2 一般介護予防事業費

一般介護予防事業に要する経費

511,144 千円

3 包括的支援事業等費

地域包括支援センター運営等に要する経費

2,922,981 千円

4 その他諸費

総合事業に係る審査支払手数料

24,769 千円

第4款 基金積立金

(項名) 基金積立金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
4 基 金 積 立 金	1,884,411	665	1,883,746	-	-	1,884,411	-	
1 基 金 積 立 金	1,884,411	665	1,883,746	-	-	1,884,411	-	
介護給付費 1等準備基金 積立金	1,884,411	665	1,883,746	-	-	1,884,411	-	

1 介護給付費等準備基金積立金

介護給付費等準備基金への積立金

1,884,411 千円

第5款 諸支出金

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 諸 支 出 金	52,000	48,993	3,007	-	-	52,000	-	
1 諸 支 出 金	52,000	48,993	3,007	-	-	52,000	-	
1 諸 支 出 金	52,000	48,993	3,007	-	-	52,000	-	

1 諸支出金

過誤納保険料の還付等に要する経費

52,000 千円

第6款 予備費
 (項名) 予備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
6 予 備 費	15,000	30,000	△15,000	-	-	-	15,000	
1 予 備 費	15,000	30,000	△15,000	-	-	-	15,000	
1 予 備 費	15,000	30,000	△15,000	-	-	-	15,000	

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和2年度 ～ 令和3年度	81,000	-	-	-	81,000	

[3] 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 費

(1) 歳 入 歳 出 予 算 一 覧

(単位:千円)

歳		入	
款	項	金 額	備 考
1 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 収 入		41,484,031	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	19,730,424	
	2 繰 入 金	21,701,921	
	3 繰 越 金	1	
	4 諸 収 入	51,685	
歳 入	合 計	41,484,031	

(単位:千円)

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 後 期 高 齢 者 費 医 療 事 業 費		41,484,031	
	1 事 務 費	230,967	
	2 納 付 金	41,205,818	
	3 諸 支 出 金	47,246	
歳 出 合 計		41,484,031	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 後期高齢者医療事業収入	41,484,031	39,368,508	2,115,523	
1 後期高齢者医療保険料	19,730,424	18,214,151	1,516,273	
1 現 年 度 分	19,634,884	18,093,044	1,541,840	
1 特 別 徴 収	11,781,455	10,855,826	925,629	
2 普 通 徴 収	7,853,429	7,237,218	616,211	
2 滞 納 繰 越 分	95,540	121,107	△25,567	
1 普 通 徴 収	95,540	121,107	△25,567	
2 繰 入 金	21,701,921	21,102,918	599,003	
1 一 般 会 計 繰 入 金	21,701,921	21,102,918	599,003	
1 一 般 会 計 繰 入 金	21,701,921	21,102,918	599,003	一般会計からの保険基盤安定制度負担金及び所要額の繰入
3 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
1 繰 越 金	1	1	-	
4 諸 収 入	51,685	51,438	247	
1 雑 入	51,685	51,438	247	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	47,240	47,240	-	過誤納保険料の還付金等
2 延 滞 金 及 び 過 料	4,425	3,996	429	
3 返 納 金	1	1	-	
4 雑 入	19	201	△182	
歳 入 合 計	41,484,031	39,368,508	2,115,523	

(3) 歳出予算の説明

第1款 後期高齢者医療事業費

(項名) 事務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	41,484,031	39,368,508	2,115,523	-	-	19,782,110	21,701,921	
1 事 務 費	230,967	235,571	△4,604	-	-	19	230,948	
1 事 務 費	230,967	235,571	△4,604	-	-	19	230,948	

1 事務費

後期高齢者医療事業実施にかかる事務費

230,967 千円

(項名) 納付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国県支出金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費								
2 納 付 金	41,205,818	39,085,691	2,120,127	-	-	19,734,845	21,470,973	
1 納 付 金	41,205,818	39,085,691	2,120,127	-	-	19,734,845	21,470,973	

1 納付金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、広域連合への納付金

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 保険料負担金 | 19,734,845 千円 |
| (2) 療養給付費負担金 | 17,037,449 千円 |
| (3) 保険基盤安定負担金 | 4,058,759 千円 |
| (4) 共通経費負担金 | 374,765 千円 |

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
1 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 費								
3 諸 支 出 金	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	
1 雑 出	47,246	47,246	-	-	-	47,246	-	

1 雑出

過誤納保険料の還付等に要する経費

47,246 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 納入通知書等作成	令和2年度 ～ 令和3年度	3,000	-	-	-	3,000	

4 保険料率等の改定（案）

(1) 国民健康保険の保険料算定方式の改定

●改定理由

平成 30 年度より都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの「医療費水準（年齢構成の差異を調整）」・「所得水準」を考慮して国民健康保険事業費納付金を決定し、当該納付金を賄うために必要となる、市町村ごとの「標準保険料率」を算定・公表する。市町村は、都道府県が示す「標準保険料率」を参考に、条例に定める算定方式により保険料率を定める。

本市では、兵庫県国民健康保険運営方針に基づき、将来的な県内統一保険料に向けて、平成30年度より実施した、保険料の激変緩和措置を継続して、令和2年度は平成29年度算定方式による保険料からの増加額を45%（30%⇒45%）までに抑制することとする。

●改定内容

平成 29 年度算定方式の保険料からの増加額を 45%までとする激変緩和措置を実施

●改定時期 令和2年4月1日から

(参考)

・令和2年度 賦課限度額（年額）

医療分 63 万円（対前年度＋2 万円）

後期高齢者支援金分 19 万円

介護分 17 万円（対前年度＋1 万円）

・法定軽減制度の拡充

【2割軽減】

33 万円（基礎控除額）＋被保険者数×51 万円

⇒33 万円（基礎控除額）＋被保険者数×52 万円

【5割軽減】

33 万円（基礎控除額）＋被保険者数×28 万円

⇒33 万円（基礎控除額）＋被保険者数×28.5 万円

(2) 介護保険の低所得者負担軽減にかかる保険料率の改定

●改定理由

令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、公費による低所得者の保険料の軽減が令和元年度・令和2年度の2回にわたり行われる。本市においても、介護保険条例改正により、保険料段階の第1～第3段階の被保険者の保険料率を引き下げる。

●改定内容

国が示す保険料率(※)の引下げ幅は、平成26年度を基準として令和2年度までに、保険料段階の第1段階で0.2(0.5→0.3)、第2段階で0.25(0.75→0.5)、第3段階で0.05(0.75→0.7)を超えない範囲内とされている。

本市では、国の引下げ幅の上限を適用することとし、令和2年度の第1段階の保険料率を0.25に、第2段階を0.45に、第3段階を0.7に引き下げることとする。

(※) 保険料基準額に対する割合

●改定時期 令和2年4月1日から

※公費による保険料軽減に係る政令公布後の本市条例施行日を定める規則施行により確定

●料率及び保険料(※1)

	対象者	項目	平成26年度	平成30年度	令和元年度 (※2)	令和2年度
第1段階	年金収入等 80万円以下	料率	0.45	0.4 (▲0.05)	0.325 (▲0.125)	0.25 (▲0.2)
		月額保険料	2,340円	2,504円	2,034円	1,565円
		国基準料率	0.5	0.45	0.375	0.3
第2段階	同80万円超 120万円以下	料率	0.7	0.7	0.575 (▲0.125)	0.45 (▲0.25)
		月額保険料	3,640円	4,382円	3,599円	2,817円
		国基準料率	0.75	0.75	0.625	0.5
第3段階	同120万円超	料率	0.75	0.75	0.725 (▲0.025)	0.7 (▲0.05)
		月額保険料	3,900円	4,695円	4,538円	4,382円
		国基準料率	0.75	0.75	0.725	0.7

(※1) 第4段階以降は現行から改定なし

(※2) 令和元年度の保険料率の軽減割合は令和2年度の1/2の水準

(3) 後期高齢者医療の保険料率の改定

●改定理由

後期高齢者医療の保険料については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合が2年に1度保険料率を改定することになっており、このたび兵庫県後期高齢者医療広域連合が第7期（令和2・3年度）の保険料率を設定する。

年間の保険料は、前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、一人ひとりが等しく負担する「均等割額」で構成される。

●改定内容

①所得割率

第6期（平成30・31年度）：10.17%

⇒第7期（令和2・3年度）：10.49%（+0.32ポイント）

②均等割額（年額）

第6期（平成30・31年度）：48,855円

⇒第7期（令和2・3年度）：51,371円（+2,516円）

●改定時期 令和2年4月1日から

(参考)

・賦課限度額(年額)

第7期（令和2・3年度）：64万円（対前期+2万円）

・法定軽減制度の拡充

【2割軽減】

33万円(基礎控除額)+51万円×世帯内の被保険者数

⇒33万円(基礎控除額)+52万円×世帯内の被保険者数

【5割軽減】

33万円(基礎控除額)+28万円×世帯内の被保険者数

⇒33万円(基礎控除額)+28.5万円×世帯内の被保険者数

5 議 案

第11号議案

神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例の件
神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定める基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）第1条各号に定める基準に定めるところによる。

(設置者に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設置者は、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する者であってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条（省令第11条及び第32条の規定に係る部分に限る。）の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用される

こととなる省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 省令の附則の規定

(2) 省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

理 由

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。

第12号議案

動物愛護管理員の設置に関する条例の件

動物愛護管理員の設置に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

動物愛護管理員の設置に関する条例

(動物愛護管理員の設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第37条の3第1項に規定する職員として、動物愛護管理員を置く。

(対象となる職員)

第2条 前条の動物愛護管理員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

- (1) 法第24条第2項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の交付を受けている者
- (2) 法第25条第6項において準用する法第24条第2項に規定する証明書の交付を受けている者
- (3) 法第33条第2項において準用する法第24条第2項に規定する証明書の交付を受けている者
- (4) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の交付を受けている者

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。

第13号議案

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を
廃止する条例の件

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を廃止
する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例を
廃止する条例

神戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例（平成
18年4月条例第2号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和3年6月1日から施行する。

理 由

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正に伴い，条例を廃止する必要があるため。

第14号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例
神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条の5中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の20中「16万円」を「17万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

第22条第2項各号列記以外の部分中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に、「添附」を「添付」に改め、同項第3号中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同条に次の2項を加える。

3 市長は、第1項の徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて1年を超えることができない。

4 この条例に定めるもののほか、保険料の徴収の猶予については、神戸市市税条例第9条の2の規定の例による。

附則第7項の見出し中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成31年度」を「令和2年度」に、「100分の70」を「100分の55」に改め、同項第2号中「(平成31年3月条例第49号)」を「(令和2年 月条例第 号)」に改める。

附則第9項の見出し中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「100分の70」を「100分の55」に改める。

附則第11項の見出し中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、同項各号列記以外の部分中「平成31年度」を「令和2年度」に、「100分の70」を「100分の55」に改め、同項第2号中「改正条例」を「神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年 月条例第 号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和2年度以降の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市国民健康保険条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、61万円を超えることができない。

63万円

(介護納付金賦課限度額)

第15条の20 第15条の16の賦課額は、16万円を超えることができない。

17万円

(徴収猶予)

第22条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限つて徴収猶予をすることができる。

徴収の猶予

(1) 略

(2) 納付義務者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

(2)～(4) 略

(3)～(5)

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

徴収の猶予

添付

(1), (2) 略

(3) 徴収猶予を必要とする理由

徴収の猶予

3 市長は、第1項の徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収

の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて1年を超えることができない。

4 この条例に定めるもののほか、保険料の徴収の猶予については、神戸市市税条例第9条の2の規定の例による。

附 則

1～6 略

(平成31年度)の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 平成31年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の70を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1) 略

(2) 所得割に係る保険料率を100分の10.27、被保険者均等割に係る額を23,330円及び世帯別平等割に係る額を24,790円として神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第31号。以下「改正条例」という。)による改正前の神戸市国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)第14条及び第14条の2の規定により算定した基礎賦課額に相当する額(神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年3月条例第49号)による改正後の第15条の5

令和2年度

令和2年度

100分の55

(令和2年

月条例第 号)

に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)

8 略

(平成31年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

令和2年度

9 平成31年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の70を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

令和2年度

100分の

55

(1), (2) 略

10 略

(平成31年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

令和2年度

11 平成31年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の70を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

令和2年度

100分の55

(1) 略

(2) 所得割に係る保険料率を100分の3.23、被保険者均等割に係る額を7,940円及び世帯別平等割に係る額を6,290円として旧条例第15条の17及び第15条の18の規定により算定した介護納付金賦課額に相当する額 (改正条

神戸市

例による改正後の第15条の20に規定する介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該介護納付金賦課限度額)

12 略

国民健康保険条例の一部を改正する条例
(令和2年 月条例第 号)

第15号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件
神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,414円」を「18,780円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,414円」を「18,780円」に、「43,194円」を「33,804円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,414円」を「18,780円」に、「54,462円」を「52,584円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項から第4項までの改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市介護保険条例第8条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料の保険料率を改定する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市介護保険条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(保険料率)

令和2年度

第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(15) 略

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,414円とする。

令和2年度

18,780円

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,414円」とあるのは、「43,194円」と読み替えるものとする。

令和2年度

18,780円

33,804円

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,414円」とあるのは、「54,462円」と読み替えるものとする。

令和2年度

18,780円

52,584円

第16号議案

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件
神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第15号を次のように改める。

- (15) 浴槽は、毎日完全に排水し、及び洗浄すること。ただし、次に掲げる措置を講じる場合は、1週間に1回以上完全に排水し、及び洗浄することとする。
- ア 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器（微細な粒子、繊維その他これらに類するものを除去する装置をいう。以下同じ。）でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けた場合
- イ 浴槽水の性質上、循環ろ過装置を設けることができない場合で、かつ、浴槽水の清浄を保つ措置として規則で定める措置を講じている場合

第4条第1項中第30号を第33号とし、第18号から第29号までを3号ずつ繰り下げ、同項第17号中「大腸菌群及びレジオネラ属菌」を「大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌」に、同号アの表中

過マンガン酸カリウム消費量	1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	を
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	

有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	に
----------------------------------	---	---

大腸菌	検出されないこと。
-----	-----------

改め、同号イの表中

過マンガン酸カリウム消費量	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
---------------	-------------------------

を

有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素（TOC）にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
----------------------------------	---

に

改め、同号を同項第20号とし、同項第16号を削り、同項第15号の次に次の4号を加える。

(16) 浴槽水は、その性質に応じた有効な方法で消毒を行うこと。ただし、循環式の浴槽を設けていない場合で、かつ、適切な衛生管理がされている場合はこの限りでない。

(17) 循環ろ過装置を設ける場合は、次の措置を講じること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄するとともに、適切な方法で定期的に生物膜を除去すること。

イ 循環配管（浴槽水を循環させるための配管をいう。）は、適切な方法で定期的に生物膜を除去すること。

(18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び第17号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。

ア 水位計配管（水位計に通じる配管をいう。）は、定期的に消毒を行い、生物膜を除去すること。

イ シャワーは、1週間に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

ウ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを1年に1回以上洗浄及び消毒すること。

エ 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪その他比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。）は、毎日清掃し、及び定期的に

消毒すること。

オ 貯湯槽（湯水を貯留する槽をいう。）は、定期的に清掃及び消毒を行い、生物膜を除去すること。

カ 上記以外の設備については、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(9) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

第4条第2項第1号オ中「前項第17号」を「前項第20号」に、同項第3号中「前項第17号」を「前項第20号」に改め、同条第3項中「第15号から第24号まで、第26号及び第29号」を「第15号から第27号まで、第29号及び第32号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市公衆浴場法施行条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後になされた申請に係る法第2条第1項の許可について適用し、同日以前になされた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に法第2条第1項による許可を受け、又は同項における許可の申請がなされている施設については、新条例第4条第1項第19号の規定は、この条例の施行の日以後初めて当該構造設備を変更するまでの間は、適用しない。

（旅館業法の施行等に関する条例の一部改正）

4 神戸市旅館業法の施行等に関する条例（平成16年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第11号中「第16号」を「第17号」に、「同項第17号」を「同項第20号」に改める。

理 由

公衆浴場における水質基準等に関する指針及び公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市公衆浴場法施行条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 浴槽は、浴槽水を浴槽外に設置したろ過器でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けたときは1月に1回以上洗浄し、循環ろ過装置を設けないときは毎日洗浄すること。

(15) 浴槽は、毎日完全に排水し、及び洗浄すること。ただし、次に掲げる措置を講じる場合は、1週間に1回以上完全に排水し、及び洗浄することとする。

ア 浴槽水を浴槽外に設置したろ過器（微細な粒子、繊維その他これらに類するものを除去する装置をいう。以下同じ。）でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けた場合

イ 浴槽水の性質上、循環ろ過装置を設けることができない場合で、かつ、浴槽水の清浄を保つ措置として規則で定める措置を講じている場合

(16) 浴槽水は、その性質に応じた有効な方法で消毒を行うこと。ただし、循環式の浴槽を設けていない場合で、かつ、適切な衛生管理がされている場合はこの限りでない。

(16) 循環ろ過装置のろ過器は、1週間に1回以上洗浄すること。

(17) 循環ろ過装置を設ける場合は、次の措置を講じること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上洗浄すると

用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。

大腸菌，大腸

菌群及びレジオネラ属菌

ア 原水，原湯，上り用水及び上り用湯

略	略
<u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u>
<u>大腸菌群</u>	<u>50ミリリットル中に検出されないこと。</u>
略	略

<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>全有機炭素（TOC）にあっては1リットルにつき3ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費量にあっては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。</u>
<u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと。</u>

イ 浴槽水

略	略
<u>過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u>

<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン</u>	<u>全有機炭素（TOC）にあっては1リットルにつき8ミリグラム以下，過マンガン酸カリウム消費</u>
---------------------------------	---

略	略

(18) ~ (30) 略

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設し、
前項第17号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(2) 略

(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設け、前項第17号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(4) ~ (12) 略

3 第1項第4号、第9号から第12号まで、第15号から第24号まで、第26号及び第29号の規定は、その他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準について準用する。

4, 5 略

<u>酸カリウム消費量</u>	<u>量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。</u>

(21) ~ (33)

前項第20号

前項第20号

第15

号から第27号まで、第29号及び第32号

(参考 2)

神戸市旅館業法の施行等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(旅館業の施設について講ずべき措置の基準)

第8条 法第4条第2項に規定する条例で定める
措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 浴槽は神戸市公衆浴場法施行条例（平成
24年12月条例第43号）第4条第1項第15号及
び第16号に掲げる基準に、浴用の水及び湯は
同項第17号に掲げる基準にそれぞれ適合する
ものであること。

第17号

同項第20号

(12) 略

2, 3 略

6 報 告

料金の改定

(1) 神戸市シルバーカレッジの受講料改定 [神戸市しあわせの村]

1. 趣旨

財政負担の縮減を図るため、適正な受益者負担の観点から、近隣他都市の地域教育施設の授業時間数や修業年限・受講料を参考に、令和2年度入学者から基本3コースについて6万円→7万円、総合芸術コースについて6万7千円→7万7千円に受講料を改定する。

2. 受講料改定（案）

コース	受講料	
	現在	令和2年度入学者以降
基本コース	<u>60,000 円</u>	<u>70,000 円</u>
総合芸術コース	<u>67,000 円</u>	<u>77,000 円</u>

3. 改定時期

令和2年4月1日

(2) 非紹介患者初診料加算の料金改定及び再診料加算の料金設定 [地方独立行政
法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院]

1. 趣旨

国においては、大病院への患者の集中を防ぎ、効率的な医療の提供を図るとともに、大病院の医師等の負担を軽減するため、外来医療の機能分化を推進している。

そのような中で、令和2年度診療報酬改定において、紹介状なしで大病院を受診した患者に対し、一定額以上の負担を求める責務を負う医療機関の対象範囲が拡大される見込みである。

具体的には、200床以上の地域医療支援病院（従来は400床以上）を対象とするもので、これに伴い、西市民病院（一般病床358床）の非紹介患者初診料加算等についての料金改定を行う。

2. 料金改定・設定（案）

国で定める最低金額とする。

（中央市民病院、西神戸医療センターの現行料金と同額）

- ・ 非紹介患者初診料加算（税込） 5,000円（歯科3,000円）
- ・ 再診料加算（税込） 2,500円（歯科1,500円）

項目	現 状	令和2年4月1日～
非紹介患者 初診料加算 (税込)	中央・西神戸 5,000円 [歯科3,000円]	中央・西・西神戸 5,000円 [歯科3,000円]
	西 2,200円 [歯科2,200円]	
再診料加算 (税込)	中央・西神戸 2,500円 [歯科1,500円]	中央・西・西神戸 2,500円 [歯科1,500円]
	西 —	

3. 改定時期

令和2年4月1日

(3) 駐車場の無料サービスの導入及び料金改定 [地方独立行政法人神戸市民病院
機構 神戸市立西神戸医療センター]

1. 趣旨

中央市民病院、西市民病院、神戸アイセンター病院においては、外来患者等が駐車場を利用する際、最初の1時間に限り駐車無料サービスを実施している。

一方、平成29年度に統合した西神戸医療センターについては、周辺商業施設の駐車場料金を勘案し料金の設定を行っていた。

このたび、西神戸医療センターにおいても、中央市民病院等と同様に、外来患者等に対して駐車料金を1時間無料とし、患者サービスの向上につなげていく。

なお、一般利用者については、これまで消費税増税時に料金を据え置いていた点を踏まえ、最初の1時間の料金を220円(税込)に改定する。

2. サービス導入の概要・料金改定(案)

対 象	現 状	令和2年4月1日～
外来患者及びその付添い、入院患者の退院日のお迎え等	最初の1時間 210円 以降30分ごと50円	最初の1時間無料 以降30分ごと50円
お見舞い等一般利用者		最初の1時間 220円 以降30分ごと50円

※ 障害者手帳等の交付を受けている者及びその付き添いは3時間無料

※ いずれも1日の上限はなし

3. 改定時期

令和2年4月1日